

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

意見書

(訴訟承継)

2019（平成31）年3月11日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

本書面は、被告らの平成31年1月24日付け訴訟承継の申立てに対する意見書に対する、原告らの意見を内容とするものである。

第1 原告らの意見の結論

原告番号県18の訴訟承継の申立ては認められるべきである。

第2 原告らの意見の理由

1 被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しを求める法律上の利益について

(1) 被告らの主張

被告らは、「原告が被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しを求める法律上の利益も一身専属的な利益と解するほかないから、かかる利益を相続人が承継する余地はなく、原告番号県18の被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しを求める訴訟をその相続人が承継する余地もない」などと主張する。

(2) 通達により、被爆者健康手帳の効力発生時期は被爆者健康手帳交付申請日に遡るものとされており、実務の取扱い上、申請日以降の一般疾病医療費の支給等が認められていること

被爆者援護法1条各号の該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが確認されれば、当該「被爆者」には申請日に遡って被爆者健康手帳が交付され、被爆者援護法に定める一般疾病医療費の支給等を受けられることになるというのが、実務の取扱いである。

すなわち、1962（昭和37）年4月16日衛発第278号通達（甲A92）は、特別被爆者の範囲を、従前爆心地から2キロ以内の被爆者としていたのを、爆心地から3キロ以内の被爆者に拡大した（甲A73参照）際に発出されたものであるところ、「第二 特別被爆者健康手帳の交付年月日について等」において「一 特別被爆者健康手帳の交付年

月日については、すでに一般被爆者健康手帳の交付を受けており、今回の政令改正により令第六条第一号に該当する者については、昭和三十七年四月一日付けとし、従来一般被爆者健康手帳の交付を受けていない者が新たに申請した場合は、申請した年月日を交付年月日として交付すること。」（注：下線引用者）とし、被爆者健康手帳の効力発生時期は、被爆者健康手帳交付申請日に遡ると明示されているのである。

よって、当該通達及びそれに基づく実務の取扱いに従えば、被爆者健康手帳交付申請をした者について、被爆者援護法1条各号の該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが確認されたが、その時点で、当該「被爆者」が死亡していた場合であっても、被爆者健康手帳の効力発生時期は、当該「被爆者」が「被爆者」として生存していた被爆者健康手帳交付申請日に遡るのであるから、申請日から当該「被爆者」が死亡するまでの間、当該「被爆者」には一般疾病医療費の支給が認められることになるほか、各種手当の支給認定がされれば、当該手当を受けられることになるのであるから、当該「被爆者」の地位、すなわち被爆者健康手帳の交付を受け得る地位を承継した者が、これらの支給を受けることになるのであり、また、当該「被爆者」の遺族等が葬祭を執り行ったときは、葬祭料が支給されることになるのである。

(3) 広島地裁平成20年7月31日判決も同旨の判断をしていること

この点、被爆者が生存中に被爆者健康手帳の交付申請をしたとき、申請した被爆者の死亡によって、審査を受けるべき地位が消滅するものではないことは、在ブラジル被爆者手帳請求訴訟における広島地裁平成20年7月31日判決（判例時報2046号59頁、以下「広島地裁平成20年7月31日判決」という。）（甲A93）からも明らかである。

すなわち、同判決は、被爆者援護「法2条1項及び2項により、都道府県知事は、被爆者健康手帳の交付申請を受けたときは、これの許否を審査する義務を負うに至るといえるが、上記許否の決定が未だなされて

ない段階で当該申請者が死亡したとき、法の条文上、これによって上記審査義務が消滅するとの規定はない。また、法は、被爆者の葬祭を行う者に対し、その固有の権利として、葬祭料の支給請求権を付与している（32条）。さらに、法1条各号が定める事由に照らすと、被爆者健康手帳の交付申請者が同各事由に当たる者か否かを判断するためには当該申請者の事情聴取（書面による事情聴取を含む。）や資料収集を要するものと推認され、そうだとすれば、法はそのための一定の期間が経過することを予定しているものと解される。そして、審査する側の事情は、例えば事務の輻輳や法解釈の誤り等によって、上記の判断、決定に至るまでかなりの期間を要する可能性がある可能性も否定できず、そのような場合の不利益を申請者に負担させることを法が許容しているとは解せられない。これらの点にかんがみれば、被爆者健康手帳の交付を申請した者が、その許否の審査がなされる前に死亡したとしても、都道府県知事のその許否に対する審査義務は消滅せず、都道府県知事は、この審査をし、その交付申請を許可する場合は、申請日に遡って被爆者健康手帳を交付したものとし、死亡した申請者を法にいう被爆者として扱い、その葬祭を行った者に対し、葬祭料を支給しなければならないと解するのが相当である。」と判示しているのである。

本件でも、原告らは、原爆投下直後、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）内におり、「黒い雨」を浴びたり、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された井戸水や川水を飲んだりして「黒い雨」被爆した「被爆者」である。したがって、原告らが、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかであった。にもかかわらず、被告広島市及び広島県は、「法解釈の誤り」によって原告らの3号被爆者該当性を認めず、原告らの被爆者健康手帳交付申請に対して却下処分をしたため、原告らは本件訴訟を提起せざるを得なかったの

である。「そのためかなりの期間を要する」こととなり、その間に原告番号県18は死亡したのであり、「そのような場合の不利益を申請者に負担させることを法が許容しているとは解せられない」ことは明らかである。

よって、申請者たる被爆者の死亡によって、被爆者健康手帳の交付を受けられるか審査を受けるべき地位、ひいては、その審査の結果、被爆者援護法1条各号該当性が認められた場合に、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位自体が消滅するものではないことは、広島地裁平成20年7月31日判決からも明らかである。

2 第一種健康診断受診者証の交付申請却下処分の取消しを求める法律上の利益について

(1) 被告らの主張

被告らは、「被爆者援護法上の「被爆者」に対して行われる健康診断について、・・同法上の健康診断を受けられることができる法的利益は、「被爆者」固有のものであって、一身専属的な利益である」として、「原告が第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の取消しを求める法律上の利益も一身専属的な利益であるから、これを相続人が承継することはない」などと主張する。

(2) 原告らの反論

確かに、第一種健康診断受診者証を有する者が、被爆者援護法上の「被爆者」に対して行われる健康診断を受けられることができる法的利益は、「被爆者」固有のものであることは、被告らの指摘するとおりにかもしれない。

しかし、第一種健康診断受診者証を有する者が、健康管理手当の支給対象となる11種類の疾病を有するに至った場合には、いわゆる402号通達により、被爆者援護法1条3号の被爆者と認定され、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位に立つのである。

そうだとすると、第一種健康診断受診者証の交付申請と同時に、また、

その後生存中に、当該申請者が健康管理手当の支給対象となる11種類の疾病を発症していたことが確認できる場合には、いわゆる402号通達により、被爆者援護法1条3号の被爆者と認定され、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあったのだから、前述した被爆者健康手帳の交付申請の場合と同様の理由で、第一種健康診断受診者証の交付を受け得る地位自体も相続性があるものと評価すべきである。

本件でも、原告番号県18は、原爆投下直後、宇田小雨地域内にある安野村大字坪野において、「黒い雨」被爆したのである。そして、仮に原告番号県18に被爆者健康手帳の交付が認められなかったとしても、安野村大字坪野は、宇田雨域にいう大雨地域ではないというだけで40年以上の長きにわたって健康診断の特例措置の対象外とされ、当該地域の住民は被爆者援護法の定める援護の対象を受けることができなかつたのであるから、当該地域の住民と第一種健康診断特例区域（特に小原地区）の住民との間で著しく不平等な取扱いがされてきたことは明らかである。よって、現行の第一種健康診断特例区域の指定が違法・無効であることは明らかであって、原告番号県18が、第一種健康診断受診者証の交付を受け得る地位にある者であることもまた明らかである。加えて、原告番号県18は「30歳過ぎの頃、医師に若年性高血圧と診断され、現在に至るまで薬を服用している。高血圧が原因で意識を失ったことが3回ほどある。」というのであるから（以上、原告ら第20準備書面61～62頁参照）、11種類の疾病の一つである循環器機能障害を発症していたことは明らかである。

よって、原告番号県18は、第一種健康診断受診者証の交付を受け得る地位にある者であるのみならず、402号通達により、被爆者援護法1条3号の被爆者と認定され、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にもあったのであるから、申請者である原告番号県18の死亡によって、審査を受けるべき地位、ひいては第一種健康診断受診者証の交付を受け

得る地位自体が消滅するものではないことは明らかである。

3 最高裁平成29年12月18日第一小法廷判決の射程について

(1) 被告らの主張

さらに、被告らは、被爆者援護法に基づく被爆者健康手帳の交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分の取消し並びに被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴訟において、訴訟の係属中に申請者である原告が死亡した場合にその相続人に訴訟承継が認められる旨判示した平成29年最高裁判決に言及し、当該判決は、「抽象的な「被爆者」そのものの地位やその地位を得る利益の一身専属性の有無について判断したものではなく、飽くまで、被爆者健康手帳交付申請のみならず、健康管理手当認定申請をもしていた者が、上記各申請却下処分の取消しを求めて訴訟を提起した後に死亡した場合について、上記各訴訟の承継が認められ得る旨判示したにとどまるものであると解するのが相当である」とし、「平成29年最高裁判決は、本件とは前提となる事案を異にするもの」とし、本件原告番号県18のように、健康管理手当認定申請をしていない場合は、射程外と主張する。

(2) 原告らの反論

しかし、平成29年最高裁判決の事案は、たまたま被爆者健康手帳交付申請のみならず、健康管理手当認定申請をもしていたという事案であっただけで、その場合にのみ被爆者健康手帳等の交付を受け得る地位の承継が認められる場合を限定する趣旨ではないと解すべきである。

すなわち、平成29年最高裁判決は、「被爆者援護法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格を持つものであるということが出来るものの、他方で、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑みて制定され

たものであることからすれば、被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定することができない。」（注：下線引用者）として、被爆者援護法の国家補償的性質を正面から認めた。

その上で、「同法に基づく健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響による造血機能障害等の障害に苦しみ続け、不安の中で生活している被爆者に対し、毎月定額の手当を支給することにより、その健康及び福祉に寄与することを目的とするものであるところ（同法前文、27条参照）、同条は、その受給権に関し、被爆者であって、所定の疾病に罹患しているものであれば、同条2項所定の都道府県知事の認定を受けることによって、当該認定の申請をした日の属する月の翌月から一定額の金銭を受給することができる旨を定めている」ことから、「このような規定に照らすと、同手当に係る受給権は、所定の各要件を満たすことによって得られる具体的給付を求める権利として規定されているということが出来る」ので、「同条に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権は、当該申請をした者の一身に専属する権利ということとはできず、相続の対象となる」（注：下線引用者）として、被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の両方をしている場合の、健康管理手当の受給権が相続の対象となる旨と判示したに過ぎないのである。

すなわち、平成29年最高裁判決の事案は、たまたま、被爆者健康手帳の交付申請者が健康管理手当も同時に申請していた事案であり、健康管理手当の申請をしている点を捉えて、健康管理手当の受給権の具体的権利性に着目して判断した（健康管理手当は定額の金銭が支給されるから、相続性があると判示しやすかった）に過ぎないのである。

前述したとおり、本件のように、被爆者健康手帳の交付申請（あるいは第一種健康診断受診者証の交付申請）しかしていない場合であっても、

被爆者援護法 1 条各号の該当性が認められ（あるいは第一種健康診断受診者証の交付申請が認められ、併せて健康管理手当の支給対象となる 1 1 種類の疾病の発症が認められ）被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが認められる場合には、被爆者健康手帳（あるいは第一種健康診断受診者証）の効力発生時期は、被爆者健康手帳交付申請日（あるいは第一種健康診断受診者証交付申請日）に遡ることとなる。そのため、申請者は、被爆者健康手帳の交付申請（あるいは第一種健康診断受診者証の交付申請）をしてから、実際に交付されるまでの一般疾病医療費の支給を受けることができるのである。そうであるとすれば、当該申請者が申請後に死亡した場合であっても、被爆者援護法 1 条各号の該当性が認められ（あるいは第一種健康診断受診者証の交付申請が認められ、併せて健康管理手当の支給対象となる 1 1 種類の疾病の発症が認められ）被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが認められる場合には、生存していた間における一般疾病医療費の請求権が具体的な権利として発生する以上、これを相続人が行使しうることは当然のこととすべきであり、また、死亡した被爆者の葬祭を執り行った者は、葬祭料の支給請求をなしうることになるのも当然のこととすべきである。

よって、当該申請者が死亡しても、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当である。

第 3 結語

以上に述べたとおりであるから、原告番号 18 の被爆者健康手帳の交付申請に係る請求及び第一種健康診断受診者証の交付申請に係る請求のいずれについても、当該訴訟の原告たる地位をその相続人が承継することはできると解すべきであるから、本件申立ては認められるべきである。

以上